

## 四街道市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項に基づく子ども読書活動推進計画の策定にあたり、その検討を行うため、四街道市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定委員会は、子ども読書活動推進計画の策定にあたり、市民意見の取りまとめを含め必要な事項についての協議、検討を行い、同計画の案に対する意見を教育長に報告するものとする。

### (組織)

第3条 策定委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから四街道市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 教育に関する学識経験を有する者 1人
- (2) 小学校又は中学校の校長又は教頭 1人
- (3) 小学校又は中学校の教員 2人以内
- (4) 幼稚園及び保育園（所）の教諭又は保育士 2人以内
- (5) 図書館協議会委員 1人
- (6) 社会教育委員 1人
- (7) 行政関係者 2人以内
- (8) 公募により選出された市民 3人

3 教育委員会は、前項の規定により委員を委嘱するときは、原則として9人を超えて一方の性で占めないように努めるものとする。

### (会長等)

第4条 策定委員会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

(補助組織)

第6条 策定委員会に補助組織として、作業部会を設置する。

2 作業部会の長は、学校教育課長の職にある者とし、部会員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 作業部会は、計画の策定に関する資料収集、素案作成等を行うほか、特に部会長が必要と認めた事項について調査検討する。

4 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

5 部会長に事故あるとき又は欠けたときは、部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年9月17日から施行する。

2 第3条第2項の規定による委員の委嘱後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

3 この要綱は、第2条に規定する報告が終了した時をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年5月23日から施行する。

別 表 1

(作業部会)

作業部会	所 属	職
部会長	教育部 学校教育課	課長
部会員	教育部 学校教育課	主幹
部会員	教育部 学校教育課	指導主事
部会員	教育部 学校教育課	指導主事
部会員	教育部 社会教育課	主査補以上の職員
部会員	教育部 図書館	館長
部会員	教育部 図書館	司書
部会員	教育部 公民館	主査補以上の職員
部会員	健康福祉部 こども保育課	主査補以上の職員